

宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領の一部を改正する要綱  
 宮城県園芸産地における事業継続強化実施要領（令和3年2月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領</p> <p>（趣旨）                      第1 宮城県園芸産地における事業継続強化対策（以下「本対策」という。）の実施にあたっては、園芸産地における事業継続強化対策<u>交付等要綱（令和3年1月20日付け3生産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）</u>、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。</p> <p>（事業の内容）                      第2 本対策の内容は、国<u>交付等要綱第3</u>及び国実施要領第2に定めるものとする。</p> <p>（取組主体）                      第3 本対策の取組主体は、国<u>交付等要綱別表</u>に定めるもののほか、国実施要領第3に定めるものとする。</p> <p>（補助対象経費及び補助率）                      第4 本対策において補助対象とする経費は、国実施要領第<u>2</u>の取組を行うために直接要する国実施要領別表に掲げる経費であり、本対策の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、国実施要領別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。また、補助率は国<u>交付等要綱別表</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>第5～第11 （略）</p> <p>（推進指導）                      第12 知事は、本対策の効率的かつ効果的な推進を図るため、取組主体に対し必要な指導及び助言を行うものとする。                      2 地方振興事務所長<u>又は地域事務所長</u>（以下、「所長。」）は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び関係農業団体と連携し、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。</p> <p>第13～第14 （略）</p>	<p style="text-align: center;">宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領</p> <p>（趣旨）                      第1 宮城県園芸産地における事業継続強化対策（以下「本対策」という。）の実施にあたっては、園芸産地における事業継続強化対策<u>実施要綱（令和3年1月29日付け2生産第1800号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）</u>、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。</p> <p>（事業の内容）                      第2 本対策の内容は、国<u>実施要綱第1</u>及び国実施要領第<u>2</u>に定めるものとする。</p> <p>（取組主体）                      第3 本対策の取組主体は、国<u>実施要綱別表</u>に定めるもののほか、国実施要領第3に定めるものとする。</p> <p>（補助対象経費及び補助率）                      第4 本対策において補助対象とする経費は、国実施要領第<u>1</u>の取組を行うために直接要する国実施要領別表に掲げる経費であり、本対策の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、国実施要領別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。また、補助率は国<u>実施要綱別表</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>第5～第11 （略）</p> <p>（推進指導）                      第12 知事は、本対策の効率的かつ効果的な推進を図るため、取組主体に対し必要な指導及び助言を行うものとする。                      2 地方振興事務所長_____（以下、「所長。」）は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び関係農業団体と連携し、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。</p> <p>第13～第14 （略）</p>

附 則  
 この要綱は、令和4年1月20日から施行する。